

【東京都災害派遣福祉チーム員 登録研修】

1.行政説明

災害派遣福祉チームについての基本事項

東京都災害福祉広域支援ネットワーク

本資料は「令和元年度 社会福祉推進事業 災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業(株富士通総研)」の成果をもとに作成しています。

【東京都災害派遣福祉チーム員 登録研修】

災害派遣福祉チームについての基本事項

【構成】

- I . 災害時の福祉が求められる背景

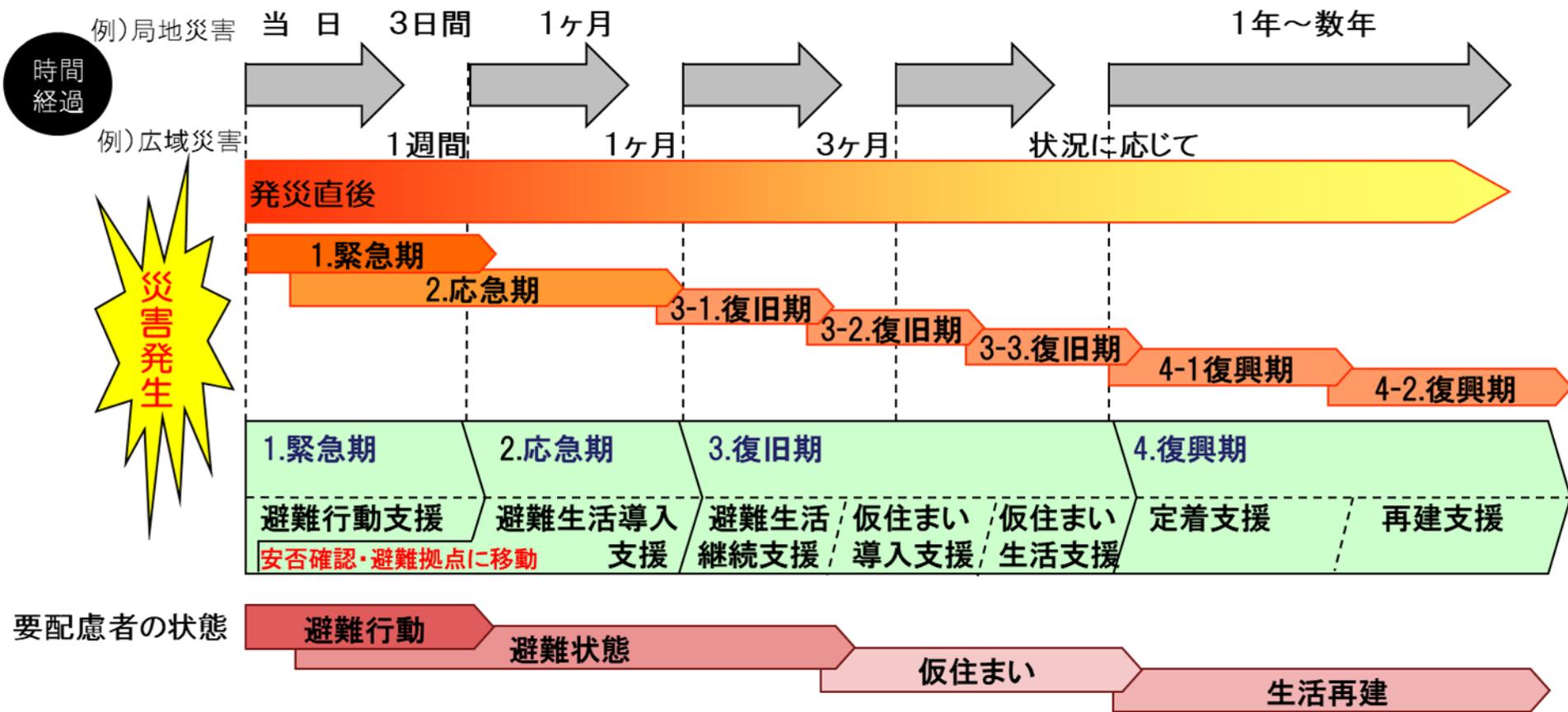
- II . 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チームの概要

【構成】

I . 災害時の福祉が求められる背景

II . 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チームの概要

1.災害時の大まかな流れ



2.二次被害の防止の必要性

一次被害

災害による直接死の発生

- ・・特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

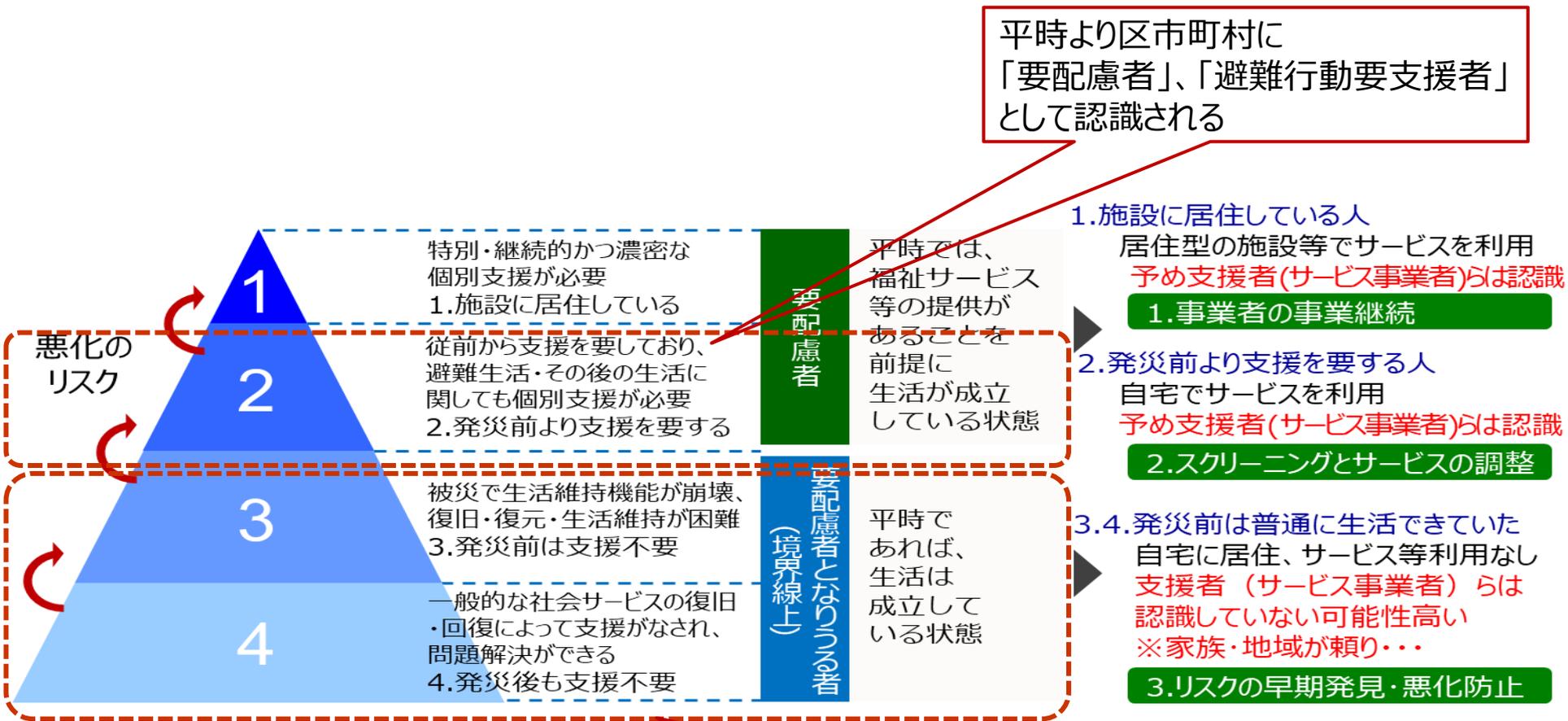
災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

- ・・特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- ・・重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで状態が悪化することになる

災害から助かったのに守られない命

3. 二次被害を防ぐために必要なこと



避難生活の中での二次被害により重度化、新たな課題が発生し、状態が悪化する

資料：(株)富士通総研

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

【構成】

I. 災害時の福祉が求められた背景

**II. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チームの概要**

4.災害時の福祉支援体制の構築

相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は平成30年5月に「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出。令和5年3月31日に改正し、派遣先に福祉避難所が追加された。

都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため

① 都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築

→ 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する

② 災害派遣福祉チーム (DWAT : Disaster Welfare Assistance Team) を組成

→ 避難所、社会福祉施設に派遣し、災害時要配慮者に福祉支援を行う

※全国的には、派遣先は避難所（一般避難所、福祉避難所）としているが、東京都では過去の派遣実績等を踏まえ、避難所、社会福祉施設としている。

→ 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む

都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ = オフィシャルチーム

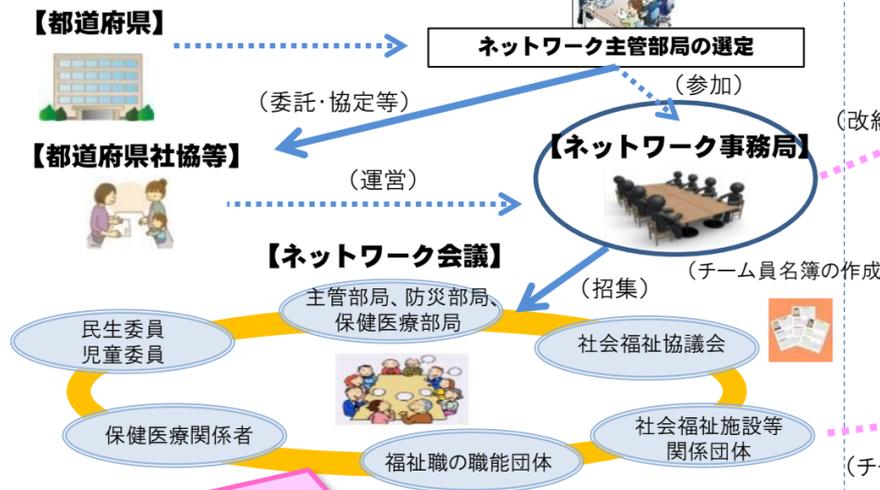
(参考資料) 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号社会・援護局長通知)

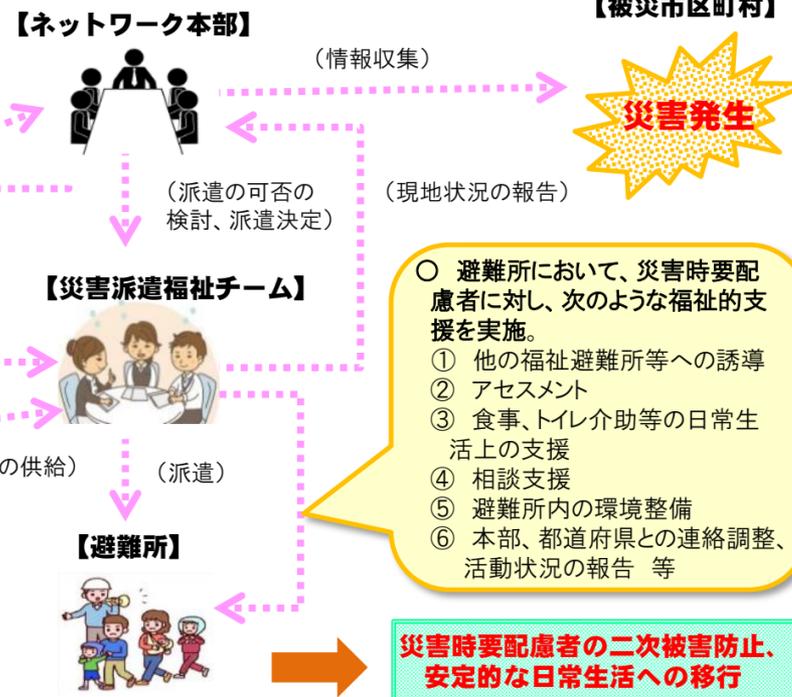
- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

【平時】



- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。
- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発等 |

【災害時】



- 避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。
- ① 他の福祉避難所等への誘導
 - ② アセスメント
 - ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
 - ④ 相談支援
 - ⑤ 避難所内の環境整備
 - ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

(参考資料) 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の構成

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

(2) ネットワークの構成員

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

- ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等
- ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ チーム員に対する研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 住民に対する広報・啓発

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

- ① 本部の設置
- ② チームの派遣要否の検討
- ③ チームの派遣決定
- ④ 活動計画の策定
- ⑤ チームの活動支援
- ⑥ チームの派遣終了の決定
- ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

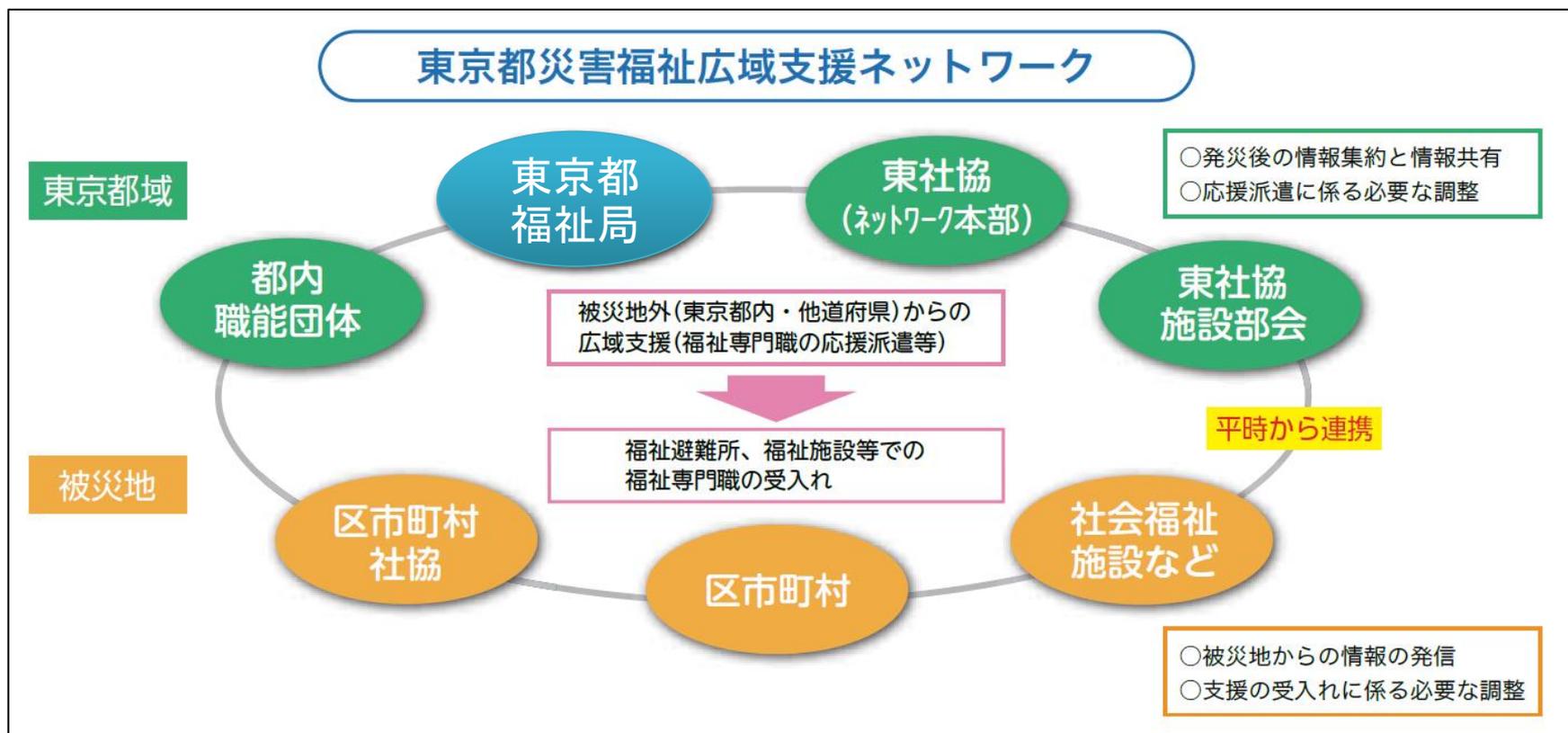
6. その他の留意事項について

- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 広域的な災害の場合の取扱い
- (3) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用
- (5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照

2023年3月に改正され、派遣先に福祉避難所が追加された。



5.東京都災害福祉広域支援ネットワーク全体図



<ネットワークで実施>

- 1 **平時の取組み**(災害の発生に備えて、ネットワーク構成団体が、日頃からネットワークを構成し、災害時の活動体制の構築に向けた取組を推進する)
(例:日頃からの関係構築・課題の共有、東京DWAT養成研修の実施、広域訓練の実施、など)
- 2 **発災後の取組み**(平常時の構築したネットワークを活用し、以下を実施する)
 - ①情報集約と情報共有 ②東京都災害福祉広域調整センターの設置
 - ③東京DWATの派遣

6.都における災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置について

災害時に要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）について、国が平時の全国研修や、発災時の派遣調整を行う中央センター事業を開始し、都道府県間の派遣調整が制度化されたことを受け、都は、令和5年2月に、東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）を設置

1. 東京DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）とは

- ・災害時の避難所等において、要配慮者の福祉ニーズに対応し、要配慮者に対する福祉支援を行うチーム。
- ・登録研修を受講した福祉職を名簿に登録
（令和7年5月末時点の名簿登録者 255名）
- ・一般避難所、福祉避難所及び社会福祉施設へ派遣

2. 東京DWATの活動内容

○平時の活動

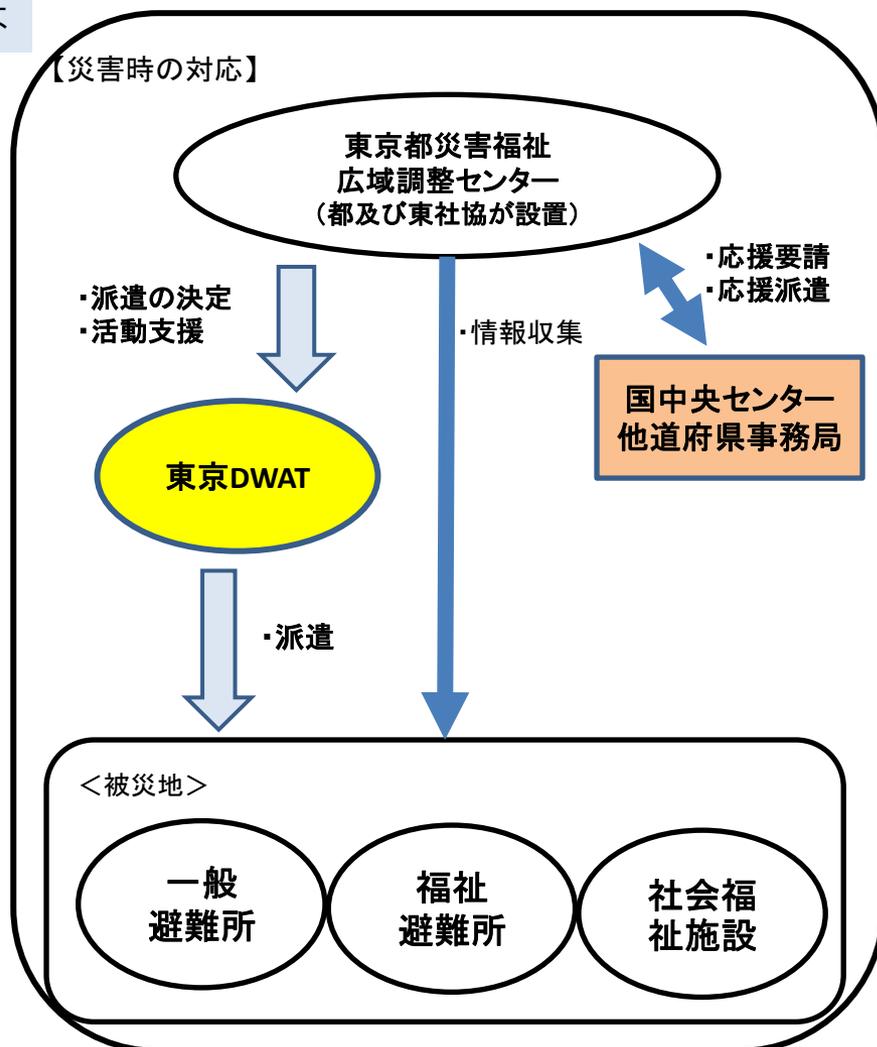
- ・DWATの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修や訓練等に参加

○災害時の活動

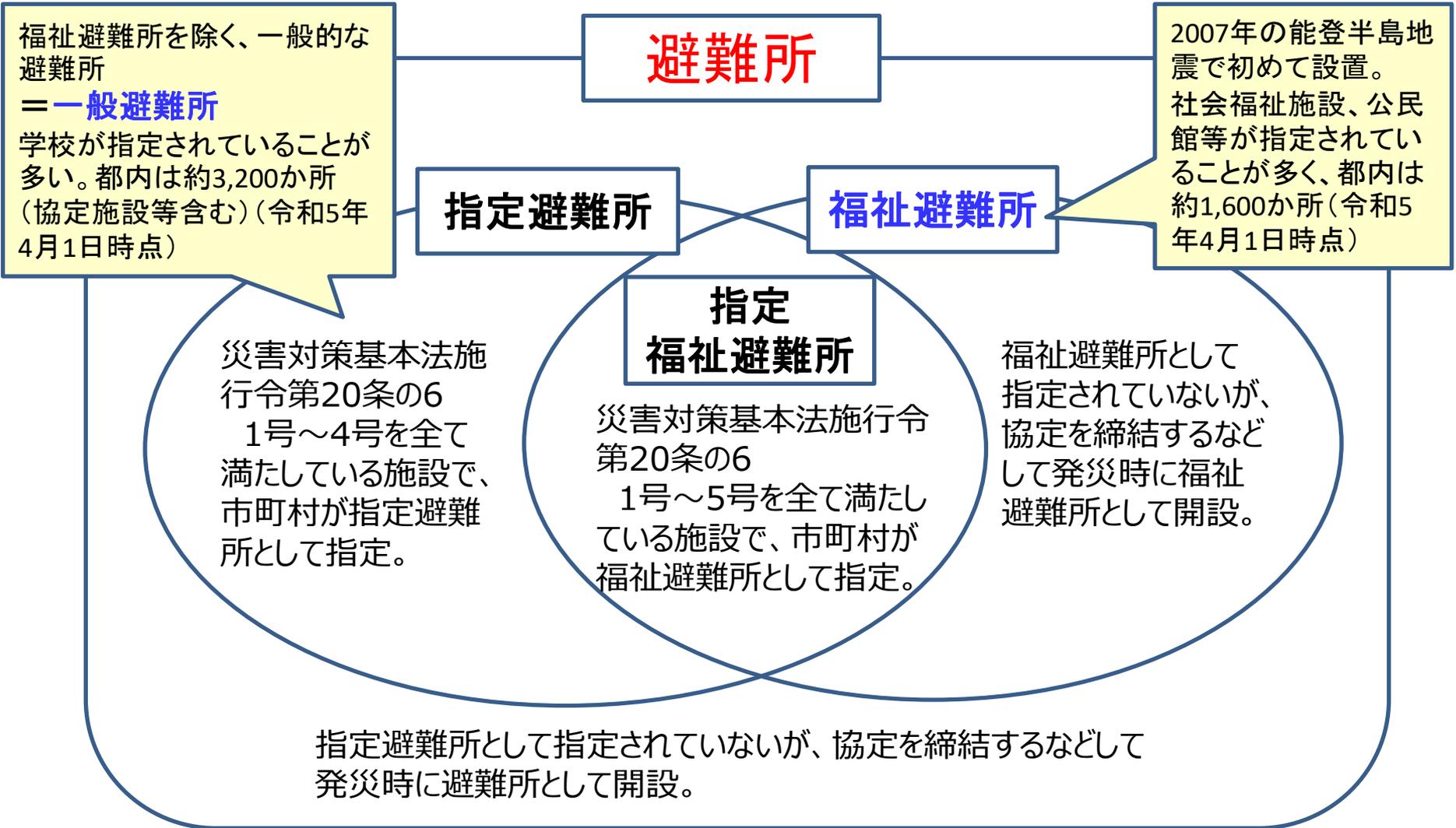
- ・派遣先の避難所や社会福祉施設において、要配慮者に対する福祉支援を実施

（派遣実績）

令和6年能登半島地震において、令和6年2月29日～同年3月29日の期間、石川県輪島市内の避難所に7チーム30名を派遣



7.東京DWATの派遣先について



平成31年3月5日開催「社会・援護局関係主管課長会議」資料12のP8を基に東京都にて作成

✦ 東京都では、過去の派遣実績等を踏まえ、**社会福祉施設**にも派遣

(参考) 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抄)

(指定避難所の基準)

第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

一般基準

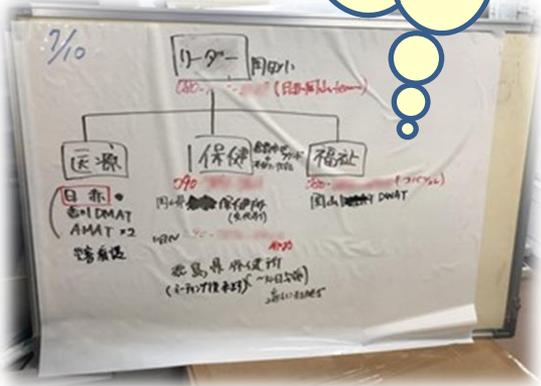
特別基準

※1号から4号まで全て満たせば指定避難所である。

※1号から5号まで全て満たせば(指定避難所であり、)福祉避難所である。

平成31年3月5日開催「社会・援護局関係主管課長会議」資料12のP4より引用

8. 一般避難所で活動する他職種チームの例

<p>医療</p>	<p>DMAT(Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) JMAT(Japan Medical Association Team : 日本医師会災害医療チーム) NHO(国立病院機構)救護班 全国知事会救護班 AMAT(All Japan Hospital Medical Assistance Team : 全日本病院医療支援班) 日赤救護班 JCHO(地域医療機能推進機構)救護班 国立大学付属病院救護班 済生会救護班 TMAT (: 徳洲会チーム) JRAT(Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team : 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)</p>	<p><ポイント> 医療保健福祉が横並びの関係性であること</p> 
<p>精神</p>	<p>DPAT (精神保健活動の支援を行う専門チーム) 心のケアチーム 日赤こころのケアチーム</p>	
<p>保健・看護</p>	<p>DHEAT (Disaster Health Emergency A T : 健康危機管理・公衆衛生学的支援を行うチーム) 医師、保健師、薬剤師、栄養士等自治体職員で構成 保健師チーム、公衆衛生チーム、災害支援ナース 薬剤師チーム</p>	
<p>福祉</p>	<p>各種別協の協議会・職能団体によるチーム</p>	

保健師等チーム（保健師班）について

※日本公衆衛生協会/全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より

【活動理念】被災市町村及び保健所が行う公衆衛生施策（保健衛生対策、生活環境対策）に協力し、その効果的な実行を果たす

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、その他市町村

【メンバー】保健師と業務調整員 ※1班あたり⇒人数：3名程度、日数：7日未満

【主な役割】被災地住民の健康レベルの向上を図る

- ◎ 地域住民に対する災害時の急性期～復興期における公衆衛生対策（保健衛生・生活環境対策）の実施
- ◎ 健康ニーズ（活動によって把握される在宅・避難所等における医療保健福祉ニーズ）の収集
- ◎ 保健医療活動チームとの協働
- ◎ 市町村及び保健所への報告（市町村・管轄保健所の指揮下で活動）



H30年7月西日本豪雨(広島県)
家庭訪問による住民の方への相談対応

H27年9月関東・東北豪雨(常総市)



ラジオ体操開始(9月18日)



H28年4月熊本地震